

3回目 新型コロナウイルス ワクチン接種



今年3月から開始した新型コロナワクチン接種は、市民のみなさまや市内医療機関、施設等のご協力により、12歳以上人口に対する1回目接種率81.57%、2回目接種率80.14%（令和3年11月18日現在）となっており、宮古島における新型コロナウイルスの感染拡大防止の一助となっております。

しかし、ワクチンの感染予防効果は時間の経過とともに減退していくものとされ、市では国の指導の下、3回目接種に向けて準備を進めているところです。

2回目接種からおおむね8か月以上経過した方に対し、 順次、接種券を送付していきます。

- 対象者** 2回目接種から、原則8か月以上経過した者
- 接種券の送付** 接種対象となる月に郵送でお届け
- 接種開始時期** 令和3年12月～
- 接種の予約** 接種券に同封するチラシでご確認ください

【宮古島市へ転入されたみなさまへ】

転入前に2回目のワクチン接種を終えた方は、宮古島市に接種記録が無いいため3回目の接種券を発行できません。今後の接種についてスムーズにご案内できるように、**早めの申請をお願いします。**
※申請方法は、宮古島市ホームページでご確認ください。



宮古島市
ホームページ

※1回目接種、2回目接種も継続しています。
接種を希望される方は、ワクチン予約センターまでご相談ください。

問い合わせ先 宮古島市新型コロナワクチン予約センター 0980-79-7829

歴史文化資料館 ～催し物のお知らせ～

開館日時 月～金曜日 9:00～16:30
閉館日時 土・日、祝祭日
問合せ先 0980-77-4506

地域の特色ある埋蔵文化財公開活用事業第4回

海の帝国琉球と宮古

西暦1500年、首里王府は、石垣島のオヤケアカハチの征討を行い、宮古・八重山諸島への支配権を拡大していきます。宮古島の主長である仲宗根豊見親は、征討時の先導をつとめ、その後も首里王府との関係性を強めていきます。



▲仲宗根豊見親の墓

展示期間

12月13日(月)～令和4年2月4日(金) 宮古島市歴史文化資料館(旧砂川中学校)

場所

相続手続を
応援します！



法定相続情報証明制度

全国の法務局(登記所)において取り扱っている本制度は、戸籍謄本などと、相続関係を一覧にした図(法定相続情報一覧図)、申出書を法務局に提出し、これらを確認した上で法定相続情報一覧図の写しに登記官が証明し交付する制度です。

証明書の交付は無料で同時に複数枚交付できます。相続登記はもちろん、亡くなった方名義の預貯金の払出し、相続税の申告及び年金などの各種相続手続にも利用できます。

詳しくは法務局ホームページまたは下記までお問い合わせください。

問 那覇地方法務局宮古島支局 ☎0980-72-2639

法務局に預けて安心！自筆証書遺言書保管制度



自筆で作成した
遺言書の保管に
不安はありませんか？

あなたの大切な遺言書を
法務局が守ります。

★保管のメリット★

- ①相続人等に遺言書が発見されなかったり、紛失・亡失のおそれがありません。
- ②相続人等の利害関係者による遺言書の破棄、隠匿、改ざん等を防げます。
- ③相続開始後、家庭裁判所における検認が不要です。

問 那覇地方法務局宮古島支局 ☎0980-72-2639